

山形県指定 摩耶山鳥獣保護区

特別保護地区

指定計画書（再指定）

平成 年 月 日

（山形県）

(様式2)

## 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区 指定計画書 (再指定)

### 1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

#### (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

摩耶山鳥獣保護区特別保護地区

#### (2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

別添区域説明図のとおり

#### (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)

### 2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

#### (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

摩耶山鳥獣保護区は摩耶山を中心とした地域で、東側は深い溪谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。この地域にはブナを主体とした森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、小型獣類のヤマネからニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、東側斜面にはヒメヤシャブシータニウツギ群落が存在する地域で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、摩耶山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

#### (3) 管理方針

ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

3 鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

鶴岡市の摩耶山山頂を中心とした山林地帯

イ 地形、地質等

地形は中起伏山地である。地質は花崗岩質岩石、安山岩質火山砕屑岩である。

ウ 植物相の概要

大半は、ブナ-チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウ-クロベ群落、東側斜面はヒメヤシャブシ-タニウツギ群落が存在する。

エ 動物相の概要

鳥類ではイヌワシ、クマタカを含む17科29種の生息が確認されており、獣類では小型のヤマネのほか大型のニホンカモシカやツキノワグマなど9科12種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

特になし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 5本(0)

※( )内の数値は既設の本数

別表1 摩耶山鳥獣保護区（特別保護地区）の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	2,555 ha		2,555 ha	549 ha		549 ha	ha	ha	ha
林野	2,512 ha	-4 ha	2,508 ha	547 ha	ha	547 ha	ha	ha	ha
農耕地	9 ha	ha	9 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	7 ha	ha	7 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
その他	27 ha	4 ha	31 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	2,224 ha	ha	2,224 ha	549 ha	ha	549 ha	ha	ha	ha
国有林	2,224 ha	ha	2,224 ha	549 ha	ha	549 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	2,224 ha	ha	2,224 ha	549 ha	ha	549 ha	ha	ha	ha
制限林	2,224 ha	ha	2,224 ha	549 ha	ha	549 ha	ha	ha	ha
保安林	2,125 ha	50 ha	2,175 ha	549 ha	ha	549 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	97 ha	-50 ha	47 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	331 ha	ha	331 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	320 ha	ha	320 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	9 ha	ha	9 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	2,555 ha	0 ha	2,555 ha	549 ha	0 ha	549 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

## 鳥類

## 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
キジ目	キジ科	○ ヤマドリ	—	留鳥	
		キジ	—	留鳥	
カモ目	カモ科	○ オシドリ	DD	夏鳥	
ハト目	ハト科	○ キジバト	—	留鳥	
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	—	夏鳥	
タカ目	タカ科	○ ハチクマ	NT	夏鳥	
		ハイタカ	NT	留鳥	
		○ ノスリ	—	留鳥	
		サシバ	VU	夏鳥	
		○ クマタカ	EN・国内希少	留鳥	
		イヌワシ	EN・天然記念物・国内希少	留鳥	
ブッポウソウ目	カワセミ科	○ ヤマセミ	—	留鳥	
		アカショウビン	—	夏鳥	
キツツキ目	キツツキ科	○ ヨゲラ	—	留鳥	
		○ アカゲラ	—	留鳥	
		○ アオゲラ	—	留鳥	
ハヤブサ目	ハヤブサ科	○ チゴハヤブサ	—	夏鳥	
スズメ目	カラス科	○ カケス	—	留鳥	
		ホシガラス	—	留鳥	
		○ ヤマガラ	—	留鳥	
		シジュウカラ科	○ ヒガラ	—	留鳥
			○ シジュウカラ	—	留鳥
		ツバメ科	イワツバメ	—	夏鳥
		ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	留鳥
		ウグイス科	○ ウグイス	—	留鳥
		ムシクイ科	メボソムシクイ	—	夏鳥
		ミソサザイ科	○ ミソサザイ	—	留鳥
		セキレイ科	セグロセキレイ	—	留鳥
	ホオジロ科	○ ホオジロ	—	留鳥	
合計	9目	17科	29種		

(別表3)

## 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
サル目	オナガザル科	○ ニホンザル	—	
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	
		○ ホンドキツネ	—	
	イタチ科	ホンドテン	—	
		ホンドイタチ	—	
		ニホンアナグマ	—	
	クマ科	○ ツキノワグマ	国際希少	
	ジャコウネコ科	ハクビシン	—	
ウシ目	ウシ科	○ ニホンカモシカ	特別天然記念物	
ネズミ目	リス科	ニホンリス	—	
	ヤマネ科	ヤマネ	天然記念物	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	
合計	5目	9科	12種	

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト(平成24年改訂)  
CR: 絶滅危惧ⅠA類、 EN: 絶滅危惧ⅠB類、 VU: 絶滅危惧Ⅱ類、  
NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足  
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種  
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物: 文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。